

5. 教育・研究活動(競争的資金等)

[・競争的資金等一過年度補助金事業](#)

6. 研究活動における不正対応

富山国際大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)に基づき、補助金等を適正に運営・管理する規程等が定められています。

○研究者倫理・行動規範について

[「富山国際大学倫理綱領」](#)

本学教職員の遵守すべき倫理規範及び倫理保持に必要な事項を定めた「富山国際大学倫理綱領」が定められています。

○研究不正防止に関する規程について

[「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」](#)

富山国際大学の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正対応のため、「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」が定められています。

本学に所属する研究者の研究不正について告発があった場合、この規程に基づき調査等を行い対処いたします。

○責任体系について

- ・最高管理責任者:理事長
- ・統括管理責任者:学長
- ・コンプライアンス推進責任者:学長室長
- ・コンプライアンス推進副責任者:学部長・学務部長・事務部長

○告発窓口(相談を含む)について

窓口:事務部 TEL:076-483-8000 FAX:076-483-8008 E-mail:jimu@tuins.ac.jp

本学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置しています。

※受付時間:9:00~17:00(ただし、土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

※告発等は、氏名・住所・連絡先を明らかにして、「親展」扱いによる書面又はE-mailにより、連絡して下さい。また、面談による受付も行います。

※告発については、「特定不正行為」の捏造・改ざん・盗用に関する受付を行います。

※告発者の情報は保護されており、不利益な取扱いを受けることはありません。

※なお、悪意に基づく告発の認定がなされた場合は、告発者の氏名を含む調査結果を公表することがあります。

6-1. 研究活動における不正行為及び補助金等の不正使用の防止対策

○不正防止計画等について

[「富山国際大学補助金等の不正防止対策の基本方針」](#)

[「富山国際大学補助金等の不正防止計画」](#)

「富山国際大学補助金等の不正防止対策の基本方針」に基づき「富山国際大学補助金等の不正防止計画」

を策定し、研究活動における不正行為及び補助金等の不正使用の防止対策を行います。

○不正取引に関与した業者に対する措置等について

[【 取引業者の皆様へ 】](#)

不正行為を防止するため、取引に関わる業者の方々にも誠実な対応が求められますが、架空取引等の不正行為に関与した場合、当該業者には一定期間の取引停止等の厳正な処分を行います。

6-2. 関係規定等

[○「学校法人富山国際学園科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金等事務取扱規程」](#)